

知的財産戦略大綱「第3章 具体的行動計画」(抜粋)



侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関し、紛争の一次的解決を目指す方策も含め、紛争の合理的な解決を図るために、裁判手続の在り方を含め幅広い観点からの検討を行い、2004年末までに結論を得る。
(司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)



知的財産関連訴訟における機能の充実・強化を図るため、裁判官以外の専門家が裁判に関与して裁判官をサポートする訴訟手続への新たな参加制度の具体的導入方策について、知的財産関連訴訟の特徴を踏まえつつ、裁判所調査官の役割の拡大・明確化等を含め、2004年末までに結論を得る。
(司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)



知的財産関連訴訟における侵害行為の立証の容易化を図るために、2005年度までに、知的財産関連訴訟の特性を踏まえた証拠収集手続の更なる機能強化について、証拠に関する憲法上の裁判公開原則の下での営業秘密の保護を含め、総合的な観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。
(司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)